

広島県青少年健全育成条例（関係部分抜粋）

第二章 健全育成に関する施策

（定義）

第十五条 この章以下（第六章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者をいう。

第五章 健全育成を阻害する行為の規制

（淫(いん)行及びわいせつ行為の禁止）

第三十九条 何人も、青少年に対し、淫(いん)行又はわいせつ行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

第五章の二 インターネット利用環境の整備

第四十二条の二 保護者、家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、インターネットの利用により得られる情報であつてその内容の全部又は一部が第十六条各号のいずれかに該当すると認められる情報（以下「有害情報」という。）を、青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

- 3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

第八章 罰則

（罰則）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の九第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
 - 二 第三十九条第一項の規定に違反した者
- 4 第三十三条の二第二項、第三十九条第二項、第四十条又は第四十一条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。